

## 床頭台等設置及び入院パック運営管理業務仕様書

### 1 病院概要

- (1) 病院名 出水総合医療センター
- (2) 所在地 鹿児島県出水市明神町520番地
- (3) 病床数 稼働病床数：215床（令和8年4月1日現在）

	急性期	回復期	地域包括ケア
2病棟			35
3病棟	42		
4病棟	45		
5病棟	45		
6病棟		44	
感染症病棟	4		
合計	136	44	35

- (4) 入院患者数 168人（令和7年度1日当たり）

### 2 運営管理に関する基本条件

#### (1) 目的

本業務は、床頭台等設置及び入院時に必要となる病衣、タオル、紙おむつ類、日用品の物品（以下「入院パック」という。）の提供をとおり、出水総合医療センター（以下「当院」という。）の入院患者の入院生活支援、利便性及びサービスの向上を図ることを目的とする。

#### (2) 業務内容

- ア 床頭台等設置運営管理 別紙1のとおり
- イ 入院パック運営管理 別紙2のとおり
- ウ 契約及び請求

- (3) 契約期間 令和8年10月1日から令和15年9月30日まで（7年間）

#### (4) 契約及び請求業務

床頭台等・入院パックの利用契約手続、利用料金の請求については、事業者と利用者で行うこととし、当院はこれに一切関与しないこととする。

#### ア 案内・申込

事業者が、申込希望者に対して、案内・説明・申込対応を行うこと。

床頭台等と入院パックは、一括して申込対応できること。

原則として、土曜日午後、日曜日及び祝日を除く、月～土曜午前に1名以上駐在するとし、対応を行うこと。また、入院患者の状態により臨機応変に案内を行うこと。

#### イ 対応時間

原則として午前8時30分から午後5時15分までとすること。

なお、休日、年末年始問わず、連絡が取れる体制があること。

#### ウ 請 求

事業者は、利用者の退院後に床頭台等と入院パックの利用料金を一括して利用者へ請求すること。

#### (5) 利用料金（消費税及び地方消費税を含む。）に関する条件

ア 利用料金は、日額定額制で設定すること。

イ 洗濯機及び乾燥機は、利用者以外も使用できること。

#### (6) 使用料に関する条件

売上金額（消費税及び地方消費税を含む。）に使用料率を乗じて得た金額を当院に納付すること。なお、使用料率は10%とする。

#### (7) 品質衛生管理及び感染症対策

衛生、安全、労務管理等については、関係法令等及び当院の方針を遵守するとともに、施設物件の整理整頓に努め、衛生管理については万全を期すこと。業務従事者に対しては、定期的に健康診断を実施するとともに院内感染対策を講ずること。なお、これらの措置に関する責任、費用は事業者の負担とする。また、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅延なく手続等を行うこと。

#### (8) 損害賠償

物品類の紛失、取扱上の過失による損害、その他事業者の責により生じた商品の損害については、当院はその責を負わないこととする。

#### (9) 原状回復

契約終了時には、事業者は、院内の専用スペースについて、契約当初の施設状態に回復すること。また、それに係る費用は事業者の負担とする。

#### (10) その他の条件

ア 当院が指定する在庫保管場所の移動が必要な場合は速やかに応じること。

イ 苦情等については、事業者が責任をもって適切に対応すること。また、使用者の意見の

反映は積極的に行うこととし、患者サービスに常に徹すること。なお、事業者は利用者からの問合せに対しても、誠意を持って対応すること。

ウ 机及び椅子等の環境整備に必要な物品については事業者が準備すること。

エ 本事業により知り得た病院の業務上の秘密及び個人情報について、その保持に十分留意し、漏洩防止の責任を負うものとする。

### 3 提案に関する内容

本仕様は、現在当院が最低限必要と考えているものである。運営業者の立場から他院の事例や今後の技術革新を見据え、効果的な提案がある場合は、積極的に提案すること。

## 床頭台等設置運營業務

### 1 概要（令和8年4月1日現在）

#### (1) 設置機器

	設置機器	数量	備考
1	床頭台	225台	
2	液晶テレビ	225台	床頭台組込、17台無料設定
3	冷蔵庫	225台	床頭台組込、17台無料設定
4	カードタイマー	213台	床頭台組込
5	ランドリー（洗濯機・乾燥機）	5組	カード又は硬貨
6	ロッカー	35台	
7	プリペイドカード販売機	5台	
8	プリペイドカード精算機	2台	
9	透析室用ベッド取付テレビ	33台	無料設定

#### (2) プリペイドカード等売上実績（月平均）

令和6年度 646,591円

令和7年度 687,562円

### 2 設置予定機器

#### (1) 設置予定機器、設置予定台数及び設置予定場所は下記のとおりとする。

	設置機器名	予定台数	設置場所	備考
1	床頭台	225台	各病棟	
2	液晶テレビ	225台	各病棟	床頭台組込
3	冷蔵庫	225台	各病棟	床頭台組込
4	カードタイマー等	225台	各病棟	床頭台組込
5	ランドリー（洗濯機・乾燥機）	4組	2・3・5病棟	5病棟に2組

#### (2) 設置機器の搬入、設置に係る費用は、すべて事業者が負担すること。

### 3 設置に関する条件等

- (1) 本業務は、事業者が床頭台等を設置運営することを、行政財産の目的外使用（地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項）の規定に基づき許可するものである。
- (2) 使用許可期間は、契約期間と同様とする。

#### 4 利用料金に関する条件

- (1) 利用料金は、設置予定機器を一括して日額定額制で設定すること。
- (2) 洗濯機及び乾燥機は、利用者以外も使用できること。

#### 5 使用料に関する条件

- (1) 使用料として、利用金額及びランドリー売上金額（消費税及び地方消費税を含む。）に使用料率を乗じて得た金額を、事業者が売上額の検収、精算を行い、内訳を示した上で毎月 1 回当院に納付すること。
- (2) 行政財産の目的外使用に係る使用料は、(1)の使用料に含むものとする。

#### 6 設置予定機器に関する条件

##### (1) 床頭台

ア 幅 500mm、奥行き 500mm、高さ 1,700mm 程度のものとし、上部に収納棚、中間にテレビ設置用領域とスライドテーブル、下部に冷蔵庫設置用領域と引出しを有し、ベッド周辺での医療行為等の妨げにならないものであること。（上部収納の扉は、観音扉を想定している。）

イ テレビを固定する機能を有すること。

ウ キャスター付きで移動可能であること。

エ キャスターは、四輪ロックできること。

オ タオル掛けを左右に 1 つずつ付けること。

カ 転倒防止に配慮されていること。

キ 鍵付き引出しを設置し、貴重品等が管理できるような構造とすること。鍵を紛失した場合は、容易に鍵を交換できるものであること。

ク 鍵の破損、紛失時に対応できるマスターキー等を病棟ナースステーションに備えること。鍵の修理及び交換は、無償対応とすること。

ケ 鍵は、所持しやすいようなものを付する等、紛失防止の対策がされていること。

コ 次の仕様のカードタイマー等を内蔵すること。

- ① 1 台でテレビ、冷蔵庫の管理が可能なこと。
- ② 利用の残日数が表示されるものであること。

##### (2) 液晶テレビ

- ア 画面サイズは、19インチ以上で調達が容易である規格であること。
- イ 地上波デジタル放送及びBSデジタル放送を視聴できること。
- ウ アーム式の固定具を使用し、角度調整（上下左右）が可能であること。
- エ テレビ本体は、床頭台の上面にアーム等で取付けし、テレビ未使用時に収納可能なこと。
- オ アーム等の安全性及び耐久性について十分配慮されていること。
- カ リモコンは、ワイヤレスとし、操作が容易なこと。また、他のテレビへの干渉防止が施されていること。
- キ イヤホン差込口が前面もしくは側面にあること。ただし、側面の場合は、端子位置がわかるように表示すること。なお、イヤホンは、院内売店での販売が可能であること。

(3) 冷蔵庫

- ア 床頭台に収納すること。
- イ 容量は20L以上であること。
- ウ 騒音、振動が少なく、冷蔵庫内の清掃及びメンテナンスが容易であること。
- エ 引出しタイプの冷蔵庫で開閉しやすいものであること。

(4) ランドリー(洗濯機・乾燥機)

- ア ランドリー機器は、下部に洗濯機、上部に乾燥機を1組とすること。
- イ 全自動洗濯機及び乾燥機の容量は、4.5kg以上とする。
- ウ 省エネ、節水、低騒音であること。
- エ 機器のボタン操作は、利用者に分かりやすい仕様とすること。
- オ 清潔が保てるものであること。
- カ 当院が指定する専用スペースに設置すること。

7 保守管理体制に関する条件

(1) 清掃業務に関する条件

- ア 設置機器物品等の品質を最善の状態に保つように清掃、消毒等の維持管理を行うこと。
- イ 当院職員等から清掃等の要望があった場合は、速やかに対応すること。
- ウ 原則として休日（土、日及び祝日）を除く月～金曜日に行うものとする。業務時間、年末年始等長期休暇の体制については、提案すること。
- エ 利用者や当事業運営に支障が生じないように、清掃体制に応じた床頭台等の予備を各病棟に設置すること。

オ 設置機器の使用方法、料金等が簡単にわかる利用案内（取扱説明書）を床頭台に用意すること。

(2) 保守管理体制に関する条件

ア トラブルを未然に防止し、良好な状態を維持するために必要な定期点検を行うこと。

イ 設置機器等の不具合発生、故障、破損時は、修理、予備機への交換等速やかに対応すること。

ウ 患者等又は当院職員からの意見、苦情に対応でき、サービスの向上に努める体制が整備されていること。

エ ランドリー（洗濯機・乾燥機）の管理（硬貨の回収等）を行うこと。

オ 休日、年末年始問わず、連絡が取れる体制があること。

カ 衛生管理及び感染症対策関係法令を遵守すること。

キ 上記の他、さらに充実した業務体制がある場合は、提案すること。

8 費用負担

(1) 事業者の負担とするもの

ア 設置運営に伴い必要となる各種申請、手続

イ NHK受信料及び契約事務諸費用（BS放送分含む）

ウ 床頭台等の保守管理に関する一切の費用

エ 故意又は重大な過失なく発生した、当院職員による床頭台及び機器の破損に対する修繕等の復旧費用

オ 落雷や停電による機器の破損に対する修繕等の復旧費用

カ 床頭台等の運営に当たり利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費

キ 使用許可期間の満了若しくは使用許可の取消等により、機器及び周辺設備を撤去する場合の撤去に係る費用

ク その他運営に係る経費

(2) 光熱水費については、当院が負担する。

9 その他

使用許可期間中に設置機器、台数、設置場所等に変更の必要がある場合、当院と事業者が協議の上、詳細を決定するものとする。

## 入院パック運営業務

## 1 入院パック実績（月平均）

プラン内容	令和6年度		令和7年度	
	使用数	金額	使用数	金額
病衣	2,951	486,943	2,814	464,324
病衣+タオル類	314	86,304	311	85,617
病衣+タオル類+肌着	1,951	731,688	1,801	675,219
つなぎオプション	3	348	1	73
日用品販売	22	36,025	21	34,650
紙おむつ（標準）	2,780	1,162,040	2,372	991,566
紙おむつ（リハビリ）	899	306,644	804	273,994
紙おむつ（少量）	148	21,224	244	34,800

## 2 運営に関する条件

- (1) 入院パックに係る利用案内は、明瞭な説明資料、申込書等を作成し、利用者に分かりやすく説明すること。
- (2) 入院パックは日額定額制で設定すること。ただし、日用品は1セット当たりの定額制とすること。
- (3) 原則として物品配布は利用者の病室の各ベッドまですべて事業者が行うこと。
  - ア 病衣、タオル、肌着の配布は、5月～9月は週に3回、10月～4月は週に2回配布し、併せてフェイスタオルも必要枚数を配布すること。
  - イ 日用品の配布は、随時対応すること。
  - ウ 配布に必要な物品については事業者が準備すること。
  - エ 過不足なく配布するための体制を整えるとともに、利用者からの要望にも即座に対応できること。
- (4) 回収を必要とする物品の取扱いについて、以下のとおりとする。
  - ア 回収方法については、各病棟に事業者が設置した回収ボックスに当院職員が入れ、それを事業者が回収すること。
  - イ 緊急的な汚染物等の回収にもその都度対応すること。

ウ 回収ボックス等を含む、回収に必要な物品については事業者が全て準備すること。

エ 回収ボックスの容量を上回る回収があった場合、回収頻度を増やす等、感染面及び衛生面を考慮して 臨機応変に対応すること。

- (5) 事業者は、入院パック利用料金の確定後、利用者へ直接請求すること。
- (6) 事業者は、入院パックに関する利用者等からの問い合わせ、苦情等について、丁寧かつ適切に対応すること。
- (7) 毎月の入院パックの利用状況を、報告書にまとめ当院に提出すること。
- (8) 円滑な運営ができるよう、当院の求めに応じて当院の関係職員へ説明会等必要な措置を講ずること。
- (9) 入院パック運用に係る備品等の設置・納入は当院職員と十分な打合せの上、設置・納入すること。
- (10) 保管場所は、第3病棟一室 (17.70 m<sup>2</sup>)、地階リネン室一部 (2.72 m<sup>2</sup>) とする。

なお、行政財産の目的外使用（地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項）に係る使用料は、当院が発行する納入通知書により、納入通知日の属する当該月末までに指定する金融機関等において納付すること。

### 3 入院パックの料金及び内容について

- (1) 料金単位は、次表の種類ごととする。

なお、別プランがあれば積極的に提案すること。

種類	内容	備考
A	病衣（甚平型上下又はガウン又はつなぎ）	※1～4のとおり
B	病衣（甚平型上下又はガウン） ＋ バスタオル・フェイスタオル ＋ 肌着（長袖又は半袖）	
C	日用品オプション リンスインシャンプー、ボディーソープ、ボディタオル、歯ブラシ、歯磨き粉、コップ	A・Bのいずれかを選択した場合に限り上記プラン料金に「1セット当たりの定額」を追加料金とする。 ※4のとおり
D	粘膜ブラシ、口腔ジェル	

E 紙おむつ	(標準プラン) テープ止め 1枚+尿取りパッド 3枚以上+保湿剤	必要に応じておしり拭き+箱ティッシュを無償提供。 ※5のとおり
F 紙おむつ	(リハビリプラン) パンツ式 1枚+尿取りパッド 3枚程度+保湿剤	
G 紙おむつ	(術後・検査入院プラン) テープ式 1枚 (又はパンツ式 1枚+尿取りパッド 1枚)	

※1 病衣の甚平又はガウン又はつなぎかは選択制とすること。

※2 病衣は男女兼用とし利用者の身体状況に合わせて各サイズを用意すること。

※3 小児用、マタニティ用も用意すること。

※4 歯ブラシと歯磨き粉はセット品ではなく個別に提供すること。

※5 紙おむつは当院が指定した物を利用することとし各種類各サイズを用意すること。

(2) 利用目安について (1人当たり)

ア 病衣 (甚平型上下、ガウン) 2～3枚/週

イ バスタオル 2～3枚/週

ウ フェイスタオル 1枚/日

エ 肌着 2～3枚/週

※ 緊急的な汚染等に対する枚数も考慮すること。

(3) 納品体制・保管在庫管理について

ア 物品の納品は午前8時30分から午後5時15分までとし、各物品納品時の車両駐車場は当院が指定する場所とすること。また、搬入は当院指定の搬入口を使用すること。

イ 物品の保管と管理は2-10で行い、緊急入院・災害時等でも不足のないように在庫の管理をすること。ただし、地階リネン室については、寝具類供給委託業者も使用するため、使用の際は委託業者と協議すること。

ウ 病棟における物品の保管は、各病棟における保管庫の一部を利用することとし、保管物品の在庫確認と補充は事業者が行うこと。なお、保管に必要な物品については事業者が準備すること。

エ 物品は過不足なく補充すること。

(4) 品質管理について

ア 入院パックの運用にあたり、事業者は全て新品の病衣類を用意し、当院へ必要数を納品するものとする。また、適正な品質管理を行うため、病衣類は当院の専用品とし、他施設

で利用したものを利用しないこととする。

イ 病衣類は常に良好な状態で利用できるように、品質衛生管理及び感染症対策に努め洗濯時に点検し、汚損等は補修を行うこと。補修により対応できない場合は、病衣類を新品または同等品と交換すること。病衣類の品質を維持するために、利用者からクレームがあった場合には、当院と協議の上、改善すること。